

令和4年9月

事業主・組合員の皆様へ

〒062-0931

札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12

北海道薬剤師国民健康保険組合

TEL. 011-812-1161

FAX.011-812-1162

令和4年度 保険料確定について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より組合事業運営に対しましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

8月20日に開催された令和4年度第3回理事会において今年度医療分所得割料率を現在の
1,000分の68から1,000分の70へ裏面の通り変更することと決定いたしました。

昨年度の保険給付額はここ数年で一番高い平成29年度と比較しますと被保険者数の減少にもかかわらず最高の保険給付額となりました。これは医療技術の高度化に伴う一人あたり1ヶ月100万円を超える高額医療費の増加が要因として挙げられます。その他にもキムリアやゾルゲンスマ等3千万円を超える超高額医薬品が次々と保険適用されたことなども鑑み、保険者の給付機能強化に向けた所得割料率の改定をさせて頂きたくお願いを申し上げます。保険料改定に向けては既に保健事業の見直しや総務費等の経費見直しを通して財政健全化に取り組んでおります。保険料改定につきましては最小限の改定にとどめた計画とさせて頂きました。何卒ご理解のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

令和4年度保険料確定のお知らせを同封いたします。ご不明な点等がございましたらお手数をお掛けいたしますがご連絡をお願いいたします。

【医療分所得割料率改定】は

現 行	改 正
1,000分の68	1,000分の70

※10月分保険料増額例(等級変更がない場合)

等 級	月増額	調整額	4～9月までの差額分
1	100	500	1,100
21	400	400	2,800
44	1,600	100	9,700

4～9月分までの差額分=月増額×6ヶ月(4～9月暫定分)+調整額

(調整額:年1回10月に50円未満の端数分を調整)

医療分保険料(月額)=所得割分+平等割(一世帯)3,500円+均等割(一人当たり)500円

(新保険料算定表は裏面をご覧ください)